

葛飾区小型車両活用デマンド交通事業（実証運行）に関する協定書（素案）

葛飾区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、葛飾区小型車両活用デマンド交通事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、本事業を実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（法令遵守事項）

第2条 乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）その他の法令を遵守しなければならない。

（運行実施計画）

第3条 本事業の運行実施計画（実証運行期間、運行方式等を定めたものをいう。）については、運行実施計画について（別紙1）のとおりとする。

2 乙は、前項の運行実施計画に従って、乙に加盟するタクシー事業者により実証運行を行うものとする。

3 甲及び乙は、本事業の実施中に行う事業評価の結果、実証運行の改善が必要となった場合又は利用者とのトラブル若しくは不正な利用方法が見受けられる場合は、必要に応じて運行実施計画の見直しを検討するものとする。

4 甲は運行実施計画の見直しに際しては、乙の協力のもと、葛飾区地域公共交通活性化協議会へ報告するものとする。

（運行車両）

第4条 本事業に使用する車両は、一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1項第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）の運賃に係る車種区分において、普通車に区分される車両（福祉輸送限定車両を除く。）とする。

2 乙は、自然災害等の不可抗力その他やむを得ない理由により、車両の運行ができない場合は、速やかに甲と協議し対応するものとする。

（実証運行に伴う役割分担）

第5条 実証運行における甲乙の役割分担は、次の表のとおりとする。

甲	乙
・利用申込書の作成、配布 ・PRチラシの作成、配布 ・実証運行の検証（利用状況の把握） ・利用者アンケートの実施・分析	・運転手及びオペレーターへの事業内容の周知 ・車両の配車指示 ・利用申込書（別紙2）の回収 ・実証運行の実績報告 ・不正行為等の調査及び報告 ・運行実施計画の見直しに向けたヒアリング協力（中間見直し2回）

(利用申込書の取扱い)

第6条 乙は、利用申込書について、善良なる管理者の注意をもって取り扱い、原則として、本事業の目的外で第三者に開示及び提供をしないものとする。

(運行状況の報告)

第7条 乙は、本事業に係る毎月の利用状況及び運賃収入等の運行状況について、翌月15日(当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、翌開庁日とする。)までに、実績報告を作成し、甲に提出するものとする。

2 前項の実績報告には、次の各号の資料を添付すること。

- (1) 利用実績が記された利用申込書(原本)
- (2) 負担金交付確定額の算出基礎となる資料
- (3) その他、甲が必要と認めた書類

3 乙は甲の求めがあったときは、乙に加盟するタクシー事業者が管理している運行日時、乗降場所、タクシーの無線番号、收受運賃等が記載された運行記録を提出するものとし、甲は受領した運行記録について、乙の事前の承諾を得ることなく、第三者に対して開示、提供、貸与、公衆送信、配布等(以下「開示等」という。)をしてはならない。ただし、法令に基づき開示等をする場合は、この限りでない。

(負担金の交付)

第8条 甲は、通常の運行で得られるタクシー運賃(時間距離併用制運賃、アプリ手配料金、迎車回送料金を含む。)から本事業の利用者より徴収した利用者負担額を控除した額(以下「運賃差額」という。)及び運賃差額に100分の3を乗じた額(小数点以下切捨て。以下「負担金」という。)を交付する。

2 甲は、前条の規定により乙から実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、交付すべき負担金の適正な額を確定したうえで、乙に通知するものとする。

3 前項による通知を受けた乙は甲に対し、負担金の交付を請求するものとする。

4 甲は、乙による適正な請求書を受領した後、15日以内に第1項の規定による負担金を交付するものとする。

(協定の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 乙が本協定の履行に当たり、自己の故意による不正な行為をしたとき。
- (2) 甲が認める正当な理由に基づき、乙が6カ月前までに書面により協定の解除を申し出たとき。
- (3) 乙が支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき若しくは手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき又は電子記録債権が支払不能となったとき。
- (4) 乙に信用資力の著しい低下があったとき又は信用資力に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
- (5) 乙が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行又は競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受けたとき。

- (6) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを受けたとき。
- (7) 乙が解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき。
- (8) 乙について株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったとき。
- (9) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (10) 乙の代表者が刑事上の訴追を受けたとき又はその所在が不明となったとき。
- (11) その他、乙が本事業を継続できないと甲が判断したとき。

(協定の解除に伴う措置)

第10条 甲が前条の規定により協定を解除する場合、甲及び乙は協力して対象区域内の区民及び利用者に対し、乙による本事業の実施終了について速やかに周知するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、甲による予算措置を条件とする。

(協議事項)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第13条 本協定に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
代表者 葛飾区長 青木 克徳

乙 東京都
代表者

運行実施計画について

別紙 1

実証運行期間	令和 7 年10月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで
運行方式	対象区域内の自宅と対象施設の移動
対象区域	葛飾区西亀有一、二、三丁目、堀切八丁目
乗降スポット	利用申込書のとおり
利用対象者	だれでも（登録不要）
利用者負担額	500円/回
運行日	月～土曜日（祝日を除く。）
配車受付時間	午前 9 時から午後 5 時まで
利用方法	利用者は、アプリまたは電話で配車（迎車）を依頼し、タクシー乗車時に利用申込書をドライバーに提出する。目的地到着後、利用者はドライバーに利用者負担額を支払う。